

第 5 1 号議案

東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

東大和市個人情報保護条例（平成１７年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第３４条の１０中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第１９条第７号」を「第１９条第８号」に、「同条第８号」を「同条第９号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。